特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	技能検定の試験執行等に関する事務（都道府県管理資格） 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
技能検定の試験執行等に関する事務（都道府県管理資格）における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
厚生労働大臣

公表日
令和7年3月3日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	技能検定の試験執行に関する事務（都道府県管理資格）
②事務の概要	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ■試験管理事務（特定個人情報ファイルの取扱有） i.受検者情報の登録 　オンライン（マイナポータル）又は紙での申請受理後に審査を行い、受検者情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、申請者本人であることを確認する。個人番号については、受検者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下、「住基法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）に定められた範囲内において本人確認情報等の確認を行う。 ii.受検者情報の訂正・変更 　オンライン（マイナポータル）又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において本人確認情報等の確認を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 iii.合格の取消し 　合格者について、合格の取消しが決定した場合、合格者名簿の資格情報を更新する。 ■合格通知等事務（特定個人情報ファイルの取扱無） i.合格通知等発行（オンライン） 　学科試験・実技試験の合格等について通知することを可能とする。受検者は自身のオンライン画面上で通知を受け、合格の確認をすることができる。 ■合格者情報の既存システムとの連携（特定個人情報ファイルの取扱有） 　技能検定受検者情報収集・管理システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む合格者情報を連携し登録情報の同期を行い正確な合格者情報の管理を行う。 【技能検定受検者情報収集・管理システムに係る部分】 ■試験管理事務（特定個人情報ファイルの取扱有） i.受検者情報の登録 　国家資格等情報連携・活用システム又はe-Govから連携されたオンラインによる申請又は紙での申請受理後に審査を行い、受検者情報の登録を行う。個人番号及び本人確認情報等の確認の取扱いは、国家資格等情報連携・活用システムに準じることとする。 ii.受検者情報の訂正・変更 　国家資格等情報連携・活用システム又はe-Govから連携されたオンラインによる申請又は紙での申請について、個人番号を利用し、国家資格等情報連携・活用システムに準じた本人確認情報等の確認を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 iii.合格の取消し 　合格者について、合格の取消しが決定した場合、合格者名簿の資格情報を更新する。 ■合格通知等事務（特定個人情報ファイルの取扱無） i.合格通知等発行（オンライン） 　学科試験・実技試験の合格等に係る情報を国家資格等情報連携・活用システムに連携し、通知することを可能とする。 ■合格者情報の国家資格等情報連携・活用システムとの連携（特定個人情報ファイルの取扱有） 　技能検定受検者情報収集・管理システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む合格者情報を連携し登録情報の同期を行い正確な合格者情報の管理を行う。
③システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、e-Gov、技能検定受検者情報収集・管理システム

2．特定個人情報ファイル名
技能検定受検者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項（利用範囲） 別表　項番77の3 ・住民基本台帳法　第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供） 別表第1　項番71
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施しない　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室
②所属長の役職名	厚生労働省人材開発統括官付参事官（能力評価担当）

6. 他の評価実施機関	
都道府県、都道府県職業能力開発協会	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各都道府県情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	各都道府県情報公開担当
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（電磁的記録を含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明